

ネットワーク中立性に関するモニタリング体制の整備について

2019年10月
事務局

モニタリング体制の整備に関する取組状況

【「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」の概要】

- 「帯域制御ガイドライン」及び「ゼロレーティングに関する指針」の遵守状況や情報公開の状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて事業者等に改善を促す体制(「ネットワーク中立性に関するモニタリング会合(仮称)」等)を、本年夏頃までに整備する。
- 総務省は優先制御が必要なサービスや関連技術動向等について情報収集・調査を行い、「ネットワーク中立性に関するモニタリング会合(仮称)」に情報提供するとともに、具体的なニーズが出てきた場合には、マルチステークホルダーによる議論の場を設置し、合意形成を進める。

【現在の取組状況】



- 「帯域制御ガイドラインの見直し」及び「ゼロレーティングに関する指針の策定」については、それぞれの検討会等で検討中。
- 電気通信市場検証会議のもとで、ネットワーク中立性に関するモニタリングを実施する方針を決定。
 - 電気通信市場検証会議における議論を経て、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)」(令和元年8月公表)において、「ネットワーク中立性に関する事項」を「当面の重点事項」に位置づけ、市場検証に関する取組の一環として実施することとした。

電気通信市場検証会議における位置づけ

○ 電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)(抜粋)

2 市場検証の基本的なプロセス

(5) 電気通信市場検証会議

(略)市場検証の一連のプロセスにおいて、学識経験者等から助言を得ながら進めるべき事項のうち、特にテーマを絞って集中的に議論すべき事項については、電気通信市場検証会議の下に設置するワーキンググループにおいて議論を行うこととする。各ワーキンググループにおける議論事項については、各ワーキンググループの開催要綱等において別途定めることとする。

3 当面の重点事項

(3)「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの実施

② ネットワーク中立性に関する事項

同様に「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として開催されている「ネットワーク中立性に関する研究会」の中間報告書(平成31年4月10日公表)においては、帯域制御の運用基準に関するガイドラインやゼロレーティングに関する指針の遵守状況等について継続的にモニタリング等を行う体制を整備する旨が記載されている。(中略)したがって、その提供状況等について継続的にモニタリングを行うことは、適切な市場検証の実施の観点からも有益であると考えられることから、市場検証に関する取組の一環として実施することとする。

今後の取組について

- 来年以降、電気通信市場検証会議の下にネットワーク中立性に関するワーキンググループを設置し、改訂後の帯域制御ガイドラインや新たに策定するゼロレーティングに関する指針等の遵守状況のモニタリングを開始

スケジュール(案)

